

令和2年度9月補正予算債務負担行為の概要

事業名	担当課
指定管理者制度に基づき指定管理者に委託する河原町総合体育館及び河原町勤労者体育館の管理運営費	生涯学習・スポーツ課

[単位:千円]

限度額	期間	財源内訳				
		国	県	起債	その他	一般財源
67,937	令和3年～7年度					67,937

【事業の目的】

河原町総合体育館及び河原町勤労者体育館に、指定管理者制度を導入することで、民間事業者等の創意と工夫に基づいた管理運営によるサービス向上及び効率化を図る。

【事業の内容】

指定管理者に以下の業務を委託する。

指定管理者を公募し、河原町総合体育館及び河原町勤労者体育館（以下、「河原町総合体育館等」という。）の管理運営を令和3年度より委託する。

指定管理者が行う業務の範囲は、以下のとおりとする。

- 1.河原町総合体育館等の利用に関する業務
- 2.河原町総合体育館等の施設及び設備の維持管理に関する業務
- 3.その他、河原町総合体育館等の管理上市長が必要と認める業務

【これまでの関連する取組み】

現指定管理者 河原・佐治地域連携協議会 代表者 株式会社風土資産研究会

前回債務負担額 平成30年度～令和2年度 64,083千円

指定管理料 H30 21,165千円 R元 21,361千円 R2 21,568千円

計 64,094千円(水道料金見直し分を含む)

平成30年度からの3年間については、当該施設のほかに佐治町B&G海洋センター(体育館)、佐治町B&G海洋センター(プール)及び佐治町多目的運動広場をグループとし一括で委託を行っていたが、事業評価等の結果を踏まえ当該施設のみグループとして委託を行うものとする。

【今後の取組み】

9月議会で債務負担行為の議決を得た後のスケジュールは次のとおり。

1. 指定管理者選考委員会を開催し、指定管理者候補者の選定。
2. 12月議会で指定管理者の指定議決。
3. 12月議会議決後、指定管理者の指定及び告示。
4. 3月中に基本協定書の締結。
5. 4月1日より管理開始。